

○関西電力株式会社

1. 処分の理由

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)において、電気事業法第114条第2項の規定により委員会に委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき、令和5年3月30日付けの報告徴収により貴社に対して求めた報告の内容その他任意のヒアリングの実施等委員会としての必要な対応を行うための事案の解明作業により把握した内容によれば以下の事実が認められた。

(電気事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度)

- ・経済産業省は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反する行為(カルテル)の成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会からカルテルの違反行為者として認定されたこと自体、電気事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものと言える。
- ・貴社は、中部電力株式会社(以下「中部電力」という。)、中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)(九電みらいエナジー株式会社(以下「九電みらい」という。))を含む。)の経営層以下との間で相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り(一方的に説明を聞く場合も含む。)を長期にわたり頻繁に行い、その中で競争制限の働きかけを継続して行ってきた。これは、小売電気事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼした。
- ・貴社は、中部電力・中国電力・九州電力の各エリア(電力の小売全面自由化前の旧一般電気事業者(電力の小売全面自由化以前において一般電気事業者であった事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。以下同じ。)の供給区域をいう。)において、特別高圧・高圧の需要家に対する提案価格について、原価を下回るほどの水準で続けた後、利益を確保できる水準に引き上げていったことを認めている。自由化部門における適正な料金水準については、事業者が利益を確保できない水準から最低限の利益を確保できる水準に引き上げることは、適切な競争環境の下で、個別事業者としての単独の判断で行われた場合は、通常の営業行為であると考えられる。しかしながら、本件提案価格の改定において、他の旧一般電気事業者と意思疎通した上で行っており、貴社の一連の行為によって需要家の利益が直接的にどの程度害されたのかを定量的に示すことは困難ではあるが、需要家の利益への被害を生じさせたおそれがあるとの批判は免れない。
- ・少なくとも2018年11月16日には九州電力に対し、九電みらいの安値販売に対

する懸念を表明し、2018年12月14日には中部電力に対し、同社を含む旧一般電気事業者の安値販売に対する懸念を表明した。また、貴社が2017年10月に行った経営層が参加する会議に配布された資料において、「小売側においても相互参入の姿を見せることにより、非対称規制の撤廃を勝ち取ることが重要」、「見える形で電力間の需要の持ち合いを演出する」との文言が記載されており、この資料に基づく方針が承認された。貴社が2017年10月に行った経営層が参加する会議に配布された資料において、「各社が(ベースも含めた)供給力の絞込みを行い、需給構造の適正化、ひいては市場価格の適正化を実現することが重要(これにより、固定費を持たず、インバランスに依存するような新電力を市場から退出させるとともに発電設備を有する我々の収益も一定程度改善することが期待)」との文言が記載されており、この資料に基づく方針が承認された。このような電力自由化の趣旨に反し、適正な競争を阻害しようとするものであって、電気事業の健全な発達に支障を及ぼすおそれのあるものといえる行為を行った。

(行為の悪質性、故意性・過失の程度、組織性・計画性の有無)

- ・今回の一連の事案について、貴社は経営層が参加する会議において意思決定を行った後、経営層以下の各階層において主体的に中部電力・中国電力・九州電力に働きかけを継続して行ってきたことが確認されており、かかる行為の悪質性、故意性、組織性・計画性が認められる。

(法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制)

- ・貴社において、本件事案発覚前から、役員や職員向けに法令等遵守研修や独占禁止法に関する研修等を実施してきていたところであるが、これらの研修等は効果を上げていなかったと言わざるを得ず、経営層が率先して進めてきた一連の交渉経緯及びそれらの事実に関し監査部門が気付くことができず、是正できなかった点に鑑みれば、法令等遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったものと認められる。
- ・貴社においては、令和2年4月1日に行われた会社分割前の関西電力が令和2年3月29日付け20200329資第2号による経済産業大臣からの業務改善命令を受け、同年3月30日付けの業務改善計画に基づき法令等遵守に向けた具体的施策を実施していたところであり、本件は当該命令後に自ら是正したものではなく、外部からの通報により発覚した事案である点で、当時の関西電力における法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制がなお不十分であったことを基礎づけるものと言える。

(経営者の法令等遵守に関する認識)

- ・上記のとおり、本事案は、当時の関西電力の経営層が主体的に意思決定を行い、進めてきたものであることからすれば、当時の関西電力における経営層の法令等遵守に関する意識は極めて低かったものと認められる。

委員会より電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、上記事実を踏まえて貴社に対し電気事業法第2条の17第1項に基づく業務改善命令を行うよう勧告を受け、勧告を踏まえて精査したところ、勧告のとおり業務改善命令を行うことが適当と判断した。

2. 命令の内容

- (1) 電圧種別等にかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテル及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他の旧一般電気事業者又はその子会社との間で相互のエリアにおける電気料金（見積りの提示を含む。）又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 今後、上記(1)の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、2023年8月10日（木）までに書面で報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
 - ・ 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
 - ・ 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること。
 - ・ 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令等遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。
 - ・ 小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
 - ・ 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
 - ・ 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を

行うこと。

- (3) 域外進出(子会社によるものを含む。)のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項を、2023年8月10日(木)までに書面で報告すること。
- (4) 今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記(2)の改善計画及びその実施状況、又は上記(3)の域外進出の状況及び域外進出の障害として認識している事項について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。
- (5) 事案の内容及び発生原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。

○中部電力ミライズ株式会社

1. 処分の理由

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)において、電気事業法第114条第2項の規定により委員会に委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき、令和5年3月30日付けの報告徴収により貴社に対して求めた報告の内容その他任意のヒアリングの実施等委員会としての必要な対応を行うための事案の解明作業により把握した内容によれば以下の事実が認められた。

(電気事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度)

- ・経済産業省は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反する行為(カルテル)の成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会からカルテルを理由として排除措置命令等を受けたこと自体、電気事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものと言える。
- ・中部電力株式会社(以下「中部電力」という。)(2020年4月以降は中部電力ミライズ株式会社(以下「中部電力ミライズ」という。))は関西電力株式会社(以下「関西電力」という。))との間で、経営層を含む者において、意見・情報交換を長期にわたり頻繁に行ってきたものであり、関西電力との間で、相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り(関西電力から一方的に説明を聞いたものも含む。以下「本件情報交換等」という。)を行ったことが一定回数以上確認された。かかる行為を行うことは、適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、少なくとも電気事業の健全な発達に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。
- ・中部電力及び中部電力ミライズのかかる行為によって、需要家の利益が直接的にどの程度害されたのかを定量的に示すことは困難ではあるが、需要家の利益への被害を生じさせたおそれがあるとの批判は免れないものである。

(行為の不健全性、故意性・過失の程度、組織性・反復継続性の有無)

- ・当時の中部電力及び中部電力ミライズが関西電力との間で行った意見・情報交換の少なくとも一部には経営層の関与が認められるほか、関西電力との間の社員同士の懇親会についてその存在を確認しにくくするような不適切な経理処理が行われていたことも確認された。したがって、かかる行為の不健全性、故意性、組織性・反復継続性も認められる。

(法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制)

- ・上述のとおり、当時の中部電力は、関西電力との間において本件情報交換等を一定回数以上含む意見・情報交換を長期にわたり頻繁に行っており、意見・情報交換の少なくとも一部には経営層の関与が認められる。また、関西電力との間でかかる意見・情報交換が継続していた間、社内において、監査や適切な部署への通報等により本件情報交換等が是正されたことは確認できない。したがって、当時の中部電力における法令遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったことは明らかである。

(経営者の法令等遵守に関する認識)

- ・上記のとおり、本事案は、当時の中部電力の経営層の一定以上の関与が認められるものであることからすれば、当時の中部電力における経営層の法令等遵守に関する認識は不十分であったと認められる。

委員会より電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、上記事実を踏まえて貴社に対し電気事業法第2条の17第1項に基づく業務改善命令を行うよう勧告を受け、勧告を踏まえて精査したところ、勧告のとおり業務改善命令を行うことが適当と判断した。

2. 命令の内容

- (1) 電圧種別等にかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテル及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他の旧一般電気事業者（電力の小売全面自由化以前において一般電気事業者であった事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。）又はその子会社との間で相互のエリアにおける電気料金（見積りの提示を含む。）又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 今後、上記(1)の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、2023年8月10日（木）までに書面報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
 - ・ 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
 - ・ 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講ずること。

- ・ 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令等遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。
 - ・ 小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
 - ・ 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
 - ・ 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。
- (3) 域外進出(子会社によるものを含む。)のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項を、2023年8月10日(木)までに書面で報告すること。
- (4) 今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記(2)の改善計画及びその実施状況、又は上記(3)の域外進出の状況及び域外進出の障害として認識している事項について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。
- (5) 事案の内容及び発生原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。

○中国電力株式会社

1. 処分の理由

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)において、電気事業法第114条第2項の規定により委員会に委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき、令和5年3月30日付けの報告徴収により貴社に対して求めた報告の内容その他任意のヒアリングの実施等委員会としての必要な対応を行うための事案の解明作業により把握した内容によれば以下の事実が認められた。

(電気事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度)

- ・経済産業省は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反する行為(カルテル)の成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会からカルテルを理由として排除措置命令等を受けたこと自体、電気事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものと言える。
- ・貴社は、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)との間で長期にわたり相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り(関西電力から一方的に説明を聞いたものも含む。以下「本件情報交換等」という。)を行っていた上、その中で関西電力に対して中国エリアにおける入札参加等への配慮を求めていることなども確認された。かかる行為を行うことは、適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達への支障が生じたと認められる。
- ・需要家の利益の被害については、貴社は、関西電力が中国エリア内における積極的な提案活動を控えることなどの情報を同社から入手していたことや、関西電力に対して中国エリアにおける入札参加等への配慮を求めていることなどが認められる。貴社のかかる行為によって需要家の利益が直接的にどの程度害されたのかを定量的に示すことは困難ではあるが、需要家の利益への被害を生じさせたおそれがあるとの批判は免れないものである。

(行為の不健全性、故意性・過失の程度、組織性・反復継続性の有無)

- ・貴社が関西電力との間で行った本件情報交換等は、経営層が自ら行ったもののほか、経営層に対してその内容が共有されていたものもあることから、少なくとも一部には経営層の関与も認められる。したがって、かかる行為の不健全性、故意性、組織性・反復継続性も認められる。

(法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制)

- ・上述のとおり、当時貴社は、関西電力との間において本件情報交換等を長期にわたり頻繁に行っており、少なくとも一部には経営層の関与が認められる。また、関西電力との間で本件情報交換等が継続していた間、社内において、監査や適切な部署への通報等によりこれが是正されたことは確認できない。したがって、当時の貴社における法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったことは明らかである。

(経営者の法令等遵守に関する認識)

- ・上述のとおり、本事案は、当時の貴社の経営層の一定以上の関与が認められるものであることからすれば、当時の貴社における経営層の法令等遵守に関する認識は不十分であったと認められる。

委員会より電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、上記事実を踏まえて貴社に対し電気事業法第2条の17第1項に基づく業務改善命令を行うよう勧告を受け、勧告を踏まえて精査したところ、勧告のとおり業務改善命令を行うことが適当と判断した。

2. 命令の内容

- (1) 電圧種別等にかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテル及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他の旧一般電気事業者（電力の小売全面自由化以前において一般電気事業者であった事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。）又はその子会社との間で相互のエリアにおける電気料金（見積りの提示を含む。）又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 今後、上記(1)の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、2023年8月10日（木）までに書面報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
 - ・ 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
 - ・ 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること。
 - ・ 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令等遵守の観点

からモニタリングを行う仕組みを整えること。

- ・ 小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
 - ・ 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
 - ・ 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。
- (3) 域外進出（子会社によるものを含む。）のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項を、2023年8月10日（木）までに書面で報告すること。
- (4) 今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記（2）の改善計画及びその実施状況、又は上記（3）の域外進出の状況及び域外進出の障害として認識している事項について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。
- (5) 事案の内容及び発生原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。

○九州電力株式会社

1. 処分の理由

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)において、電気事業法第114条第2項の規定により委員会に委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき、令和5年3月30日付けの報告徴収により貴社に対して求めた報告の内容その他任意のヒアリングの実施等委員会としての必要な対応を行うための事案の解明作業により把握した内容によれば以下の事実が認められた。

(電気事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度)

- ・経済産業省は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反する行為(カルテル)の成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会からカルテルを理由として排除措置命令等を受けたこと自体、電気事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものと認められる。
- ・貴社及び九電みらいエナジー株式会社(以下「九電みらい」という。)は、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)との間で長期にわたり頻繁に相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り(関西電力から一方的に説明を聞いたものも含む。以下「本件情報交換等」という。)を行っていたことが確認された。かかる行為を行うことは、適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。
- ・需要家の利益の被害については、貴社及び九電みらいは、関西電力が九州エリア内における積極的な提案活動を控えることなどの情報を、同社から入手していたことが認められる。貴社及び九電みらいのかかる行為によって需要家の利益が直接的にどの程度害されたのかを定量的に示すことは困難ではあるが、需要家の利益への被害を生じさせたおそれがあるとの批判は免れないものである。

(行為の不健全性、故意性・過失の程度、組織性・反復継続性の有無)

- ・貴社及び九電みらいが関西電力との間で行った本件情報交換等は、経営層が自ら行ったもののほか、経営層に対してその内容が共有されていたものもあることから、少なくとも一部には経営層の関与が認められる。したがって、かかる行為には不健全性、故意性、組織性・反復継続性も認められる。

(法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制)

- ・上述のとおり、貴社及び九電みらいは、関西電力との間において本件情報交換等

を長期にわたり頻繁に行っており、少なくとも一部には経営層の関与が認められる。また、関西電力との間で本件情報交換等が継続していた間、社内において、監査や適切な部署への通報等によりこれが是正されたことは確認できない。したがって、当時の貴社における法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったことは明らかである。

(経営者の法令等遵守に対する認識)

- ・上記のとおり、本事案は、当時の貴社及び九電みらいの経営層の一定以上の関与が認められるものであることからすれば、当時の貴社における経営層の法令等遵守に関する認識は不十分であったと認められる。

委員会より電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、上記事実を踏まえて貴社に対し電気事業法第2条の17第1項に基づく業務改善命令を行うよう勧告を受け、勧告を踏まえて精査したところ、勧告のとおり業務改善命令を行うことが適当と判断した。

2. 命令の内容

- (1) 電圧種別等にかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテル及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他の旧一般電気事業者（電力の小売全面自由化以前において一般電気事業者であった事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。）又はその子会社との間で相互のエリアにおける電気料金（見積りの提示を含む。）又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 今後、上記(1)の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、2023年8月10日（木）までに書面報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
 - ・ 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
 - ・ 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講ずること。
 - ・ 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令等遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。

- ・ 小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
 - ・ 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
 - ・ 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。
- (3) 域外進出（子会社によるものを含む。）のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項を、2023年8月10日（木）までに書面で報告すること。
- (4) 今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記(2)の改善計画及びその実施状況、又は上記(3)の域外進出の状況及び域外進出の障害として認識している事項について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。
- (5) 事案の内容及び発生原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。

○九電みらいエナジー株式会社

1. 処分の理由

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)において、電気事業法第114条第2項の規定により委員会に委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき、令和5年3月30日付けの報告徴収により貴社に対して求めた報告の内容その他任意のヒアリングの実施等委員会としての必要な対応を行うための事案の解明作業により把握した内容によれば以下の事実が認められた。

(電気事業の健全な発達への支障、需要家等の利益の被害の程度)

- ・経済産業省は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反する行為(カルテル)の成否について何らかの認定を行うものではないが、公正取引委員会からカルテルを理由として排除措置命令を受けたこと自体、電気事業の健全な発達に対する信頼を著しく損なうものと認められる。
- ・貴社及び九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)は、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)との間で長期にわたり頻繁に相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り(関西電力から一方的に説明を聞いたものも含む。以下「本件情報交換等」という。)を行っていたことが確認された。かかる行為を行うことは、適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、電気事業の健全な発達に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。
- ・需要家の利益の被害については、貴社及び九州電力は、関西電力が九州エリア内における積極的な提案活動を控えることなどの情報を、同社から入手していたことが認められる。貴社及び九州電力のかかる行為によって需要家の利益が直接的にどの程度害されたのかを定量的に示すことは困難ではあるが、需要家の利益への被害を生じさせたおそれがあるとの批判は免れないものである。

(行為の不健全性、故意性・過失の程度、組織性・反復継続性の有無)

- ・貴社及び九州電力が関西電力との間で行った本件情報交換等は、経営層が自ら行ったもののほか、経営層に対してその内容が共有されていたものもあることから、少なくとも一部には経営層の関与が認められる。したがって、かかる行為には不健全性、故意性、組織性・反復継続性も認められる。

(法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制)

- ・上述のとおり、貴社及び九州電力は、関西電力との間において本件情報交換等を

長期にわたり頻繁に行っており、少なくとも一部には経営層の関与が認められる。また、関西電力との間で本件情報交換等が継続していた間、社内において、監査や適切な部署への通報等によりこれが是正されたことは確認できない。したがって、当時の貴社における法令等遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であったことは明らかである。

(経営者の法令等遵守に対する認識)

- ・上記のとおり、本事案は、当時の貴社及び九州電力の経営層の一定以上の関与が認められるものであることからすれば、当時の貴社における経営層の法令等遵守に関する認識は不十分であったと認められる。

委員会より電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、上記事実を踏まえて貴社に対し電気事業法第2条の17第1項に基づく業務改善命令を行うよう勧告を受け、勧告を踏まえて精査したところ、勧告のとおり業務改善命令を行うことが適当と判断した。

2. 命令の内容

- (1) 電圧種別等にかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテル及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他の旧一般電気事業者（電力の小売全面自由化以前において一般電気事業者であった事業者及びその小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。）又はその子会社との間で相互のエリアにおける電気料金（見積りの提示を含む。）又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 今後、上記(1)の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、2023年8月10日（木）までに書面報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
 - ・ 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
 - ・ 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講ずること。
 - ・ 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令等遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。

- ・ 小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
 - ・ 継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
 - ・ 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リニエンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。
- (3) 域外進出（子会社によるものを含む。）のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項を、2023年8月10日（木）までに書面で報告すること。
- (4) 今後、委員会又は資源エネルギー庁が上記(2)の改善計画及びその実施状況、又は上記(3)の域外進出の状況及び域外進出の障害として認識している事項について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。
- (5) 事案の内容及び発生原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。